

令和4年度・令和5年度

舗装業者工事施工能力審査申請（第1回）について（お知らせ）

平素より、本県の土木行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年度・令和5年度 舗装業者工事施工能力審査申請の第1回受付を令和3年12月15日から令和4年2月15日までの間で行いますのでお知らせします。

岡山県の発注する舗装工事に入札参加を希望する業者の方は、「舗装業者工事施工能力審査申請（以下、舗装能力審査）」が必要となります。

また、舗装能力審査を受ける場合は、同時期に行われる入札参加資格審査申請が必要となります。

舗装能力審査に関する詳細は、受付開始の概ね1ヶ月前に岡山県土木部道路整備課のホームページに掲載する予定ですので、ご確認ください。

<注意点>

○車検証は、審査基準日時点（12月1日）で有効である必要があるため、車検証の有効期限を確認の上、更新の際には余裕をもって手続きを行ってください。

<前回からの主な変更点>

○申請書への押印が不要となりました。

○自社所有の場合で、車検証のある舗装機械について、車検証の使用者欄が自社であるが、支払いが完済していないため、車検証の所有者欄が他者（メーカー等）となる場合において、自社所有と認められる書類の例として、「売買契約書、譲渡証明書、固定資産課税台帳、償却資産課税台帳、完済証明書、販売証明書」を手引きに追記します。

○車検証は、審査基準日時点（12月1日）で有効である必要があるが、有効でない場合でも従来は、保安基準適合証の提出でも申請可能としておりました。

今回、保安基準適合証に加えて「特定自主検査記録表」の提出でも申請可能とします。

なお、特定自主検査記録表の場合は、検査年月日が審査基準日時点を含み過去1年以内のもの（中古車の場合は、前所有者が実施した検査記録表）、保安基準適合証の場合は、審査基準日以前に発行されている必要があります。